指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）事業運営規程

（事業の目的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人宥和（以下「事業者」という。）が開設するトマト村（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定特定施設入居者生活介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、要支援者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第３条　　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　トマト村

（２）所在地　埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目１４番１号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　　１人以上

生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

（３）看護職員　　１人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

（４）介護職員　　９人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

（５）機能訓練指導員　　１人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善及び維持のための機能訓練を行う。

（６）計画作成担当者　　１人以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

（７）栄養士　　１人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

（８）調理員　　３人以上

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

（指定特定施設入居者生活介護等の入居定員及び居室数）

第５条　施設の定員及び居室数は次のとおりとする。

（１）入居定員　６０人

（２）居室数　６０室

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

（２）機能訓練及び療養上の世話

（３）入浴介助が必要な利用者については、週２回のサービスの提供を標準とする

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

２　サービスの提供に要する費用

３　生活費

４　光熱水費

５　居住に要する費用（管理費）・・・本館１７，５９０円、新館３８，７００円（分割方式の場合）

６　理美容代　１，３００円

７　その他の実費（排泄用品等）

８　第１項から第７項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（利用者が介護専用居室に移る場合の条件及び手続き）

第８条　トマト村における一般居室入居者は、次のような場合に介護専用居室に入居し、指定特定施設入居者生活介護等の提供を受けることができるものとする。

（１）要介護認定の結果、要介護又は要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合

（２）その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

（緊急時等における対応方法）

第９条　　従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

（苦情処理）

第１０条　指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　提供した指定特定施設入居者生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（非常災害対策）

第１１条　施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に揚げる措置を講じるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第１４条　居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用

するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、トマト村の他の業務を行うことがある。

２　事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後３ヶ月以内

（２）継続研修　年２回以上

３　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宥和理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

この規程は、令和６年１２月１日から施行する。